

平成 28 年度
江別市 特別支援教育便り
教員第 2 号、保護者第 2 号

平成 28 年 6 月 7 日
江別市教育委員会
教育支援課
就学支援専任相談員
永谷直久
TEL 381-1409

各小中学校では運動会、体育大会等の取り組み、実施が行われています。入学時、就学選択では、入学予定の学校に足を運び、担当者と何度も懇談を重ねた家庭もあり、子どもにとって適切な環境の中で学習・成長していることと思います。今年度も市教委教育支援課では、保護者と継続的に教育相談を持ち、お子様が適切な入学・進学がなされるよう就学相談・支援を行ってまいります。また、就学先決定までにより十分な時間を保つことができるよう、早期の取り組みと、十分な資料の提示ができるよう心がけています。

○市の就学相談とは

発育や発達に心配や不安のある児童生徒や心身に障がいのある児童生徒の入学や進学に際し、入学・進学後、十分に力が発揮できるなかで成長でき、併せて楽しい学校生活が送れるよう、専門の委員が相談を進める役割を担います。そのため、保護者には就学に関する流れの説明や情報の提供をするとともに、児童生徒に必要な検査等を行います。その結果等をもとに児童生徒の望ましい就学先について、保護者の意志を尊重しながら一緒に考えていきます。



◆就学相談～就学先決定まで（小1入学対象児）2つの基本ルート

・通っている施設等が起源となる教育相談から

- ① 「就学に関する説明会」・・・主に市内の幼稚園、保育所に通園している保護者等が対象
- ② 通っている幼稚園、保育所、子ども発達センター、特別支援学校幼稚部等から「就学指導に関する調査書」を保護者の同意の上で市教委へ提出
- ③ 保護者と市教委担当者との面談・・・就学等の希望や検査日程の調整
- ④ 教育支援委員会の専門委員による検査、面談の実施
- ⑤ 教育支援委員会専門委員による「就学に関する診断票」の作成

・通学予定の小学校で行われる就学時健診が起源となる教育相談

- A 就学時健診で、発育発達について遅れが見られると判定
- B 市教委担当者へ連絡し面談、就学相談の説明、検査日の調整
- C 教育支援委員会の専門委員による検査、面談の実施
- D 教育支援委員会専門委員による「就学に関する診断票」の作成

※中学校（小6児童）の就学相談
市内の小中学校へ在籍しているため、Bからの流れになります。

教育支援委員会の開催・・・「就学に関する診断票」をもとに、医師、小・中学校長の代表、特別支援学級の教諭、関係福祉機関の職員等で構成し、就学先についての意見集約

市教委が保護者へ教育支援委員会の結果の通知と保護者の可能な限りの意向を尊重した「通常学級」「特別支援学級」「特別支援学校」等への就学先の決定

○H 2 8 年度の教育支援委員会について

今年度、教育支援委員会は4回開かれます。開催月は①7月②10月③12月④3月の予定です。それぞれの月の開催に向け、専門委員による児童生徒への検査等や保護者との面談が設定されます。専門委員は医師、小・中学校長の代表、特別支援学級の教諭、関係福祉機関の職員等の計18名で構成され、多角面からお子さんの状態を考察し、よりお子様の成長が期待できる就学先について協議します。その結果を保護者の方にお知らせしていきますが、保護者の方のお子様の教育への願いや就学先のご希望をお聞きし、理解と納得のできる懇談へと繋げていきます。

○障害者差別解消法について

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が制定されていましたが、平成28年4月1日より、施行されました。この法律では障がい者に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています。



留意事項としては、地方公共団体が設置する学校では、「障がい理由とする差別」を禁止し、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な「合理的な配慮」を行うことを義務づけています。

各校においては、この法律が施行される前から、障がいのある児童・生徒等への対応に取り組んできましたが、今後は、いっそう本人・保護者からの相談に組織的かつ迅速に対応する体制を整備し、1人ひとりの障がいや教育的ニーズ等に応じた支援をしていく必要があります。

この法律については5月に行われました特別支援教育管理職・コーディネーター研修会でも説明しましたが、障がい者が守られ、その権利について理解と保護・施行されることは重要なことであり、その推進の対応には、研修と研究が必要です。資料として、不当な差別的扱いや合理的配慮の具体例及び実践例が文科省や国立特別支援教育総合研究所から出されていますので、それぞれのホームページから参照できます。

なお、市では本法の施行に当たり、障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領を策定する予定です。

○H 2 8 年度江別市の特別支援学級（5月1日現在）

野幌小と角山小を除く、市内全校に特別支援学級が設置されています。

江別小と江別第三小が統合されましたが、昨年度年度途中で北光小に特別支援学級が開設されましたので、設置校数の変化はありません。児童生徒数では、総数でH27年度は9,015名（H27.5.1）であり、H28年度は、8,607名と減少していますが、特別支援学級の児童生徒数は増加しています。また、市配置の支援員A（「旧介助員」）も増加しており、支援の充実が図られています。各校の設置学級数の増加も見られており、教育支援を要する児童生徒にそれぞれの教育的ニーズに即した教育環境や指導内容の提供が向上していると捉えることができます。



（ ）内はH27年度数 ※支援員A：旧名称「介助員」

	設置校数	設置学級数	児童生徒数	教員数	支援員A数
小学校	16（16）	45（42）	135（129）	64（65）	23（21）
中学校	8（8）	24（22）	69（63）	34（31）	8（7）
計	24（24）	69（64）	204（192）	98（96）	31（28）